The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	草廬三顧の地の所在
Author(s)	鈴木, 虎雄
Citation	懐徳. 1931, 9, p. 46-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88835
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

題を解決する指導概念となつたが私はそれが同時に今日の思想問題を解決する指導概念とならねばならぬと思ふ。而もかくする爲には教育勅語の根本精神に對する徹底した理會を必要とし其の解釋も時代錯誤の舊思想によらず神代以來の國民精神に目醒めて最も進歩した時代思想によらねばならぬと思ふ。現代人を指導する精神は現代生活からかけ離れてはならぬものとすれば明治時代に渙發された教育勅語の解釋は決して明治思想のみに囚はれてはならぬ。(完)

草廬三顧の地の所在

鈴木虎雄

曾先之が「十八史略」卷三、東漢の獻帝の條に、

瑯琊諸葛亮。寓居二襄陽隆中一。每自比二管仲樂毅一。劉備訪二士於司馬徽一。徽曰。識二時務一者。在二俊傑一。此間自有二伏龍鳳雛一。諸葛孔明●龐士元也。徐庶亦謂レ備曰。諸葛孔明臥龍也。備三往。乃得レ見レ亮。

と見ゆ。此の文をそのまゝに讀むときは劉備が諸葛亮を見たるは襄陽の隆中なると考へらる。而して所謂草廬の地は襄陽の隆中(湖北省襄陽府襄陽縣西二十里隆中山)にありとせらる。然れどもこの記事は恐くは信を措くに足らず。左に鄙見を述べん。

曾先之の文の本づく所は蓋し三國蜀志の諸葛亮傳の裴松之の注にありて裴松之の誤解が先之をして

此に至らしめしがごとし。諸葛亮傳の本文に、亮躬耕二隴畝一。好爲二梁父吟一。とありて、その下の裴注に

漢晉春秋曰。亮家二于南陽之鄧縣一。在襄陽城西二十里。號曰二隆中一。

とあり。愚見を以てすれば「漢晉春秋」なるものゝ本文を亮家于南陽之鄧縣なる八字にして、在襄陽城西二十里號曰隆中の十二字は裴松之の追加にして誤りてかく追加せしものと考ふるなり。理由は左の如し。

凡そ記事の確實は本人の言ふ所を主とするより外に途なし。諸葛亮が出師表には

臣本布衣。躬耕二於南陽一。苟全二性命於亂世一。不レ求二聞達於諸侯一。先帝不レ以二臣卑鄙一。猥自枉屈。三顧二臣於草廬之中一。諮レ臣以二當世之事一。

とあり。之によれば三顧の地の南陽なること明白なり。南陽に對して唐の呂向は南陽郡ノ名と注し、李善は左の如く注せり。

漢晉春秋曰。諸葛亮家二于南陽之鄧縣一。（この文は裴松之注の漢晉春秋の原文と同じ）荆州圖曰。鄧城舊縣西南一里。隔沔有二諸葛亮宅一。是劉備三顧處。

と。これ即ち今の河南省南陽府鄧州の西南一里沔水の對岸にある地を以て草廬の所在、劉備の三顧せし處となすものなり。

之を三國蜀志、諸葛亮傳の本文の記事と對照せんに、傳に曰く、

亮躬畊二隴畝一。好爲二梁父吟一。身長八尺。自比二於管仲樂毅一。時人莫二之許一也。惟博陵崔州平●潁川徐庶元直、與レ亮友善。謂爲二信然一。時先主屯二新野一。徐庶見二先主一。先主器レ之。謂二先主一曰。諸葛孔明者臥龍也。將軍豈願レ見レ之乎。先主曰。君與俱來。庶曰。此人可二就見一。不レ可二屈致一也。將軍宜二枉レ駕顧一レ之。由レ是先主逐詣レ亮。凡三往乃見。

と。この時先主劉備は何處に居りしやといふに新野に屯せしなり。新野は南陽府(漢の南陽郡)に屬して鄧州の東南隣境にあり、二地の距離甚だ近し。先主が三たび顧るには最も便利なる地位にあり。是に由りて草廬三顧の地は河南省南陽府鄧州西南一里隔沔の地なりとするを正當と信ずるものなり。

庖丁故實につきて

林　森　太　郎

今世の人は、風俗輕々しく、鼻のさき智惠のみにて、食物の食ひやうの法など云ふ事をば、あざ笑ふ人多し。世風の衰へ、賤しくなりたるなり。(伊勢貞丈—四季草卷の六)

これの豐葦原の瑞穗の國、古來米を常食とした事は、云ふまでもない。併し飯とは、今の鍋釜などで炊いだ飯ではなくて、甑で蒸した强飯である。粥と書いてあるのが、即ち今の飯の事で(倭名抄の厚粥)、又姫飯とも云つて、總じて朝は粥、夕は飯と決つて居つた。勿論鎌倉時代になる迄は、一日二食